

- ◎新潟県訓令第2号
- ◎新潟県議会訓令第2号
- ◎新潟県人事委員会訓令第2号
- ◎新潟県監査委員訓令第2号

本 庁  
地 域 機 関  
県 議 会 事 務 局  
人 事 委 員 会 事 務 局  
監 査 委 員 事 務 局  
労 働 委 員 会 事 務 局

新潟県職員安全衛生管理組織規程（昭和52年4月新潟県訓令第10号、昭和52年4月新潟県議会訓令第2号、昭和52年4月新潟県人事委員会訓令第2号、昭和52年4月新潟県監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から実施する。

平成30年3月30日

新 潟 県 知 事 米 山 隆 一  
新 潟 県 議 会 議 長 金 谷 国 彦  
新 潟 県 人 事 委 員 会 委 員 長 鶴 巻 克 恕  
新 潟 県 代 表 監 査 委 員 栗 山 和 廣

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																														
<p><b>別表第2（第13条関係）</b> 産業医選任職員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">事業所</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 3px double black;">新潟市のうち旧新潟市、<u>旧中蒲原郡亀田町</u>、旧西蒲原郡岩室村、旧西蒲原郡巻町、旧西蒲原郡西川町、旧西蒲原郡味方村、旧西蒲原郡湯東村、旧西蒲原郡月潟村及び旧西蒲原郡中之口村の区域に所在する事業所（はまぐみ小児療育センターを除く。）</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 3px double black;">新潟市のうち旧新津市、旧白根市、旧中蒲原郡小須戸町及び旧中蒲原郡横越町の区域、五泉市並びに東蒲原郡に所在する事業所</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>はまぐみ小児療育センター</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 3px double black;">県外に所在する事業所</td> <td style="text-align: center;">知事が指定する医師</td> </tr> </tbody> </table>	事業所	職員	(略)		新潟市のうち旧新潟市、 <u>旧中蒲原郡亀田町</u> 、旧西蒲原郡岩室村、旧西蒲原郡巻町、旧西蒲原郡西川町、旧西蒲原郡味方村、旧西蒲原郡湯東村、旧西蒲原郡月潟村及び旧西蒲原郡中之口村の区域に所在する事業所（はまぐみ小児療育センターを除く。）	(略)	(略)		新潟市のうち旧新津市、旧白根市、旧中蒲原郡小須戸町及び旧中蒲原郡横越町の区域、五泉市並びに東蒲原郡に所在する事業所	(略)	(略)		はまぐみ小児療育センター	(略)	県外に所在する事業所	知事が指定する医師	<p><b>別表第2（第13条関係）</b> 産業医選任職員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">事業所</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 3px double black;">新潟市のうち旧新潟市、旧西蒲原郡岩室村、旧西蒲原郡巻町、旧西蒲原郡西川町、旧西蒲原郡味方村、旧西蒲原郡湯東村、旧西蒲原郡月潟村及び旧西蒲原郡中之口村の区域に所在する事業所（はまぐみ小児療育センターを除く。）</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 3px double black;">新潟市のうち旧新津市、旧白根市、旧中蒲原郡小須戸町、旧中蒲原郡横越町及び旧中蒲原郡亀田町の区域、五泉市並びに東蒲原郡に所在する事業所</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>はまぐみ小児療育センター</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事業所	職員	(略)		新潟市のうち旧新潟市、旧西蒲原郡岩室村、旧西蒲原郡巻町、旧西蒲原郡西川町、旧西蒲原郡味方村、旧西蒲原郡湯東村、旧西蒲原郡月潟村及び旧西蒲原郡中之口村の区域に所在する事業所（はまぐみ小児療育センターを除く。）	(略)	(略)		新潟市のうち旧新津市、旧白根市、旧中蒲原郡小須戸町、旧中蒲原郡横越町及び旧中蒲原郡亀田町の区域、五泉市並びに東蒲原郡に所在する事業所	(略)	(略)		はまぐみ小児療育センター	(略)
事業所	職員																														
(略)																															
新潟市のうち旧新潟市、 <u>旧中蒲原郡亀田町</u> 、旧西蒲原郡岩室村、旧西蒲原郡巻町、旧西蒲原郡西川町、旧西蒲原郡味方村、旧西蒲原郡湯東村、旧西蒲原郡月潟村及び旧西蒲原郡中之口村の区域に所在する事業所（はまぐみ小児療育センターを除く。）	(略)																														
(略)																															
新潟市のうち旧新津市、旧白根市、旧中蒲原郡小須戸町及び旧中蒲原郡横越町の区域、五泉市並びに東蒲原郡に所在する事業所	(略)																														
(略)																															
はまぐみ小児療育センター	(略)																														
県外に所在する事業所	知事が指定する医師																														
事業所	職員																														
(略)																															
新潟市のうち旧新潟市、旧西蒲原郡岩室村、旧西蒲原郡巻町、旧西蒲原郡西川町、旧西蒲原郡味方村、旧西蒲原郡湯東村、旧西蒲原郡月潟村及び旧西蒲原郡中之口村の区域に所在する事業所（はまぐみ小児療育センターを除く。）	(略)																														
(略)																															
新潟市のうち旧新津市、旧白根市、旧中蒲原郡小須戸町、旧中蒲原郡横越町及び旧中蒲原郡亀田町の区域、五泉市並びに東蒲原郡に所在する事業所	(略)																														
(略)																															
はまぐみ小児療育センター	(略)																														

備考 (略)	である職員	備考 (略)
--------	-------	--------